

審第629号－1

答申第622号

令和7年5月7日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年1月18日付け習健福第1927号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第905号

平成29年11月21日付けで審査請求人から提起された、平成29年9月7日付け習健
福第1258号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年9月7日付け習健福第1258号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき部分欄に記載した各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年8月7日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「平成27年7月14日に発表された「精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施について」に関する情報一切。業務の再開等も含む。指定を取り消された指定医及び検証をした指定医に支払われた報償費、報酬、交通費、宿泊費等の書類も含む。また、その件に付随する診療報酬の不正・返還についての情報一切。

たとえば、指定医の氏名がわかる文書、起案、議事録・会議報告書、大学や病院からの文書、大学や病院宛ての文書、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、再発防止策、判断の妥当性等の検証、指定医や病院への支出関連書類、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、講演・講座の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定く

ださい。

少なくとも、障害福祉課、保健所、精神保健福祉センターは、担当課にお含めください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として次に掲げる文書を特定した。

- (1) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条の規定による措置診察の実施について（習健福第21号の2）」（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による入院措置の決定について（習健福第22号の2）」（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の2の規定による措置移送の実施について（習健福第103号）」（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について（報告）（習健福第23号の4）」（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 支出負担行為支出伝票（報償費）平成25年度分（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) 支出負担行為支出伝票（旅費）平成25年度分（以下「本件対象文書6」といい、本件対象文書1から6までを「本件対象文書」という。）

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年11月21日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示情報は、いずれも、条例第8条いずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

本件不開示情報は、いずれも、条例第10条に該当する。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

ア 処分庁は、本件開示請求を限定的に解釈しており、できるだけ文書を開示しないように努めている。

イ 対象者の人権を著しく侵害した重大事案が起きたにもかかわらず、事後的な文書だけでもあまりに少なすぎるうえに、当該事案が起きる前の本件に関する文書や当該事案直後の文書等も特定すべきである。患者本人や家族との文書や他の所属との文書や一般からの抗議・要望・意見等や収集した新聞記事等の切り抜き等でもある。

ウ 添付書類や鑑なども開示すべきである。

エ 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

オ 審査請求人は、千葉県と複数、行政訴訟をしてきたが、文書の隠蔽が著しく到底、情報公開条例の規定に基づく公務とは言えないものであり、情報公開に関して職員の意識改革や職員研修を実施すべきである。

カ したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(2) 本件不開示部分の不開示事由非該当性

ア 措置診察の対象者の氏名を不開示とするのならばともかく、指定医の氏名は、精神保健福祉法第19条の4第2項により、公務員の職務遂行情報として記載されて

いるのであるから、ただし書きハに該当する。

イ 障害者の権利条約の規定により、精神障害の診断をされた者やその疑いがある者の人権擁護に資する情報は、公にする必要があることから、当該医師の氏名は、開示すべきである。

ウ 本件が精神保健指定医の指定を受けていないにもかかわらず、措置診察を実施したという前代未聞の事件であるにもかかわらず、当該医師の氏名等を開示しないとはインフォームド・コンセントの権利を著しく侵害している。本件の対象情報は患者さんの氏名等を除いて、措置診察を実施されうる患者さんやその御家族の生命や健康等を保護するために開示すべき十分な理由があるというべきである。

また、本件では、住民監査請求が実施されており、患者さんやその御家族の生命や健康等を保護するためだけではなく、千葉県民全体の財産を保護するためにも、当該医師の氏名を開示することが必要である。

したがって、ただし書きロに該当するとともに、公益上の理由による裁量的開示を実施すべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分内容及び理由

(1) 処分の内容

実施機関は前記第2 3のとおり本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 処分の理由

本件対象文書1から4までについては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは不開示とした。

本件対象文書5及び6については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものは不開示とした。

2 弁明の内容

審査請求人は審査請求の理由を前記第3 2のとおりとしている。

しかしながら、前記第2 3の特定した文書以外に、審査請求人が求める対象文書は存在しない。不開示部分については前記1 (2)のとおりであり、条例第8条第2号ただし書き及び条例第10条には該当しないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 本件対象文書1

本件対象文書1は、習志野健康福祉センターが精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という）に基づく通報等を受理し、法第27条第1項の規定による措置診察を実施したことについての起案文書及びその添付書類である。

上記文書は、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）、精神保健指定医（以下「指定医」という。）による診察命令書、精神障害者等の保護通知書（以下「保護通知書」という。）、精神障害者等通報受書（以下「通報受書」という。）、法の規定に基づく事前調査書（以下「事前調査書」という。）、精神保健福祉事例に関する情報提供について（送付）（以下「送付書」という。）及び事前調査書（情報提供分）から構成されている。

(2) 本件対象文書2

本件対象文書2は、法第29条の規定による入院措置の決定についての起案文書及びその添付書類である。

上記文書は、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）、措置入院に関する診断書（以下「診断書」という。）、精神障害者の措置入院の決定について（通知）（以下「措置入院決定通知書」という。）、法第29条第1項の規定による措置入院命令書（以下「措置入院命令書」という。）及び法第27条第1項の規定による指定医の診察結果について（通知）（以下「診察結果通知書」という。）から構成されている。

(3) 本件対象文書3

本件対象文書3は、法第29条の2の2の規定による措置移送の実施についての起案文書及びその添付書類である。

上記文書は、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）、措置入院のための移送に関する診察記録票（以下「診察記録票」という。）、措置入院のための移送記録票（以下「移送記録票」という。）及び移送に際してのお知らせから構成されている。

（４）本件対象文書４

本件対象文書４は、法の規定による精神障害者の申請・通報の結果について（報告）の起案文書（以下「報告書」という。）である。

（５）本件対象文書５

本件対象文書５は、指定医に対する報償費の支出負担行為支出伝票である。

上記文書は、支出負担行為支出伝票、集合内訳票、報償費仕訳書、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）及び指定医による診察命令書から構成されている。

（６）本件対象文書６

本件対象文書６は、指定医に対する旅費の支出負担行為支出伝票である。

上記文書は、支出負担行為支出伝票、集合内訳票、旅費仕訳書、旅行依頼簿兼旅費請求書から構成されている。

２ 本件決定について

実施機関は、本件対象文書のうち別表の不開示とした部分欄に記載した各情報を、条例第８条第２号又は条例第８条第２号及び第６号に該当するため不開示とする、として本件決定を行った。

しかし、審査請求人は、本件決定により不開示とした部分は、条例第８条第２号及び第６号に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、以下検討する。

（１）本件対象文書１について

ア 起案用紙（その一）

（ア）日付（収受日、起案日、決裁日及び施行日）について

収受日、起案日、決裁日及び施行日は、被通報者が措置診察を受けた時期に近接した日付であることから、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、起案用紙ごとに一体として被通報者の個人に関する情報といえる。措置診察や措置入院に関連する一連の手続きが精神障害又はその疑いがある極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であり、同情報を公にすることにより、個人の権利利益

を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 施行先について

施行先は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、本件対象文書1に記載された被通報者の氏名と一体として個人に関する情報である。措置診察とその前提となる事前調査が精神障害又はその疑いがある極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、被通報者又はその保護者にとって秘匿すべき必要性が高いと言え、また、被通報者の保護者は、精神障害者の行為について各種責任を負うおそれがあることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であって、同情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 起案用紙（その二）について

(ア) 日付（通報日）について

日付は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、被通報者の氏名と一体として被通報者の個人に関する情報である。措置診察や措置入院に関連する一連の手続きが精神障害又はその疑いがある極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であって、同情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 警察署名について

警察署名は、被通報者の氏名と一体として被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報からは、通報当時、当該警察署の管轄地域内に被通報者が存在していたことが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 住所、氏名及び生年月日について

住所、氏名及び生年月日は、一体として被通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 支出経費中の指定医の氏名及び所属について

「4 支出経費」の一部には、措置診察を行った指定医の氏名及び所属が記載されている。

指定医の氏名に関して、実施機関は条例第8条第2号に該当すると説明するが、措置診察は法第19条の4第2項で定められた公務員としての職務に該当し、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務遂行情報に当たると認められるため、指定医の氏名は、同号により不開示とすることはできない。

そこで、実施機関は不開示の理由とはしていないが、当審査会の職権により、指定医の氏名及び所属が、条例第8条第6号柱書に該当するかを以下検討する。

措置診察は、都道府県知事が必要と認めるときに指定医をして行わせるものであり（法第27条第1項）、県の機関が行う精神保健福祉事業の一つである。

そして、指定医が行う診察は、病状の改善という共通目的のために、お互いの協力関係の下に行われる医師と患者の診療契約関係とは異なり、精神障害又はその疑いがある者に対して一方的に行われ、診断の結果、被診察者の意思にかかわらず、直接身体を拘束する場合もある措置入院の可否を判断するものであることを考慮すると、指定医の氏名及び所属を公にすることにより、同医師が被診察者等から圧迫及び干渉を受ける可能性を否定できない。

そうすると、これらの情報を公にすると指定医の公正適切な診察が困難となり、ひいては指定医の協力が得られなくなり、指定医の確保が困難になるなど、県が行う精神保健福祉事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、指定医の氏名及び所属は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 支出経費中の金額について

「４ 支出経費」の一部には、指定医に対して支払われた報償費の金額や内訳が記載されている。

上記情報は、指定医の氏名等と一体をなす情報であり、指定医の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第８条第２号本文に該当しないため、開示すべきである。

（カ）診察場所

「５ 診察場所」には、被通報者が診察を受けた場所が記載されている。

上記情報は、前記（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 指定医による診察命令書について

（ア）指定医氏名について

実施機関は、指定医の氏名が条例第８条第２号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、前記イ（エ）と同様、条例第８条第６号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）日付（施行日）について

日付は、前記イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（ウ）被診察者中の居住地、性別、氏名及び生年月日について

被診察者中の居住地、性別、氏名及び生年月日は、前記イ（ウ）と同様、第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（エ）被診察者中の現在場所、診察の日時及び診察の場所について

被診察者中の現在場所、診察の日時及び診察の場所は、前記イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 保護通知書について

(ア) 警察署名について

通報を行った警察署名は、前記イ（イ）と同様、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(イ) 日付（施行日及び收受日）について

日付は、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被保護者について

被保護者中の、氏名年令及び住所は、前記イ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 保護の事由、発見の場所、保護の日時、引渡の日時、引渡先（職業氏名、住所）及び欄外の記載について

保護の事由、発見の場所、保護の日時、引渡の日時及び引渡先中の住所には、いずれも被保護者の個人に関する情報が記載されており、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

次に、引渡先中の職業氏名には、通報警察署からの一時引渡先、その後の被保護者の居所及び被保護者に対する措置についての情報が記載され、欄外には、被保護者の居所および被保護者に対する措置についての情報が記載されていることから、以下のとおり検討する。

a 通報警察署からの一時引渡先に関する情報は、通報当時、被保護者が存在していた区域が判別できるものであるが、上記情報を公にすることにより、特定の個人が識別できるものではなく、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、同情報は条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

b その後の被保護者の居所に関する情報は、被保護者の個人に関する情報が記載されており、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- c 被保護者に対して取られた措置に関する情報は、本件対象文書の開示部分から既に明らかになっており、上記情報を公にすることにより、特定の個人を識別できるものではなく、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、同情報は条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

オ 通報受書について

(ア) 通報区分について

精神障害者等通報受書の記載の下には、通報に至った経緯を示す通報区分が記載されている。

上記情報は、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、通報区分は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(イ) 警察署名について

通報者には、通報を行った警察署名が記載されている。

上記情報は、前記イ（イ）と同様、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 職・氏名について

職・氏名には、通報者の氏名が記載されている。

上記情報は、通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、上記通報者は公務員であり、上記情報は、法に基づく通報及び調査という、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

しかし、上記通報者は、警部補以下の警察官であることから、同号ただし書ハ及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（以下「規則」という。）第1号により不開示とすることが妥当である。

(エ) 氏名、住所、電話番号及び続柄について

被通報者又は保護者欄中の氏名、住所及び電話番号並びに保護者中の続柄には、被通報者又は保護者に関する情報がそれぞれ記載されている。

上記情報は、被通報者又は関係者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通報受理日時、職業、保護した日時、保護した場所、保護した原因、問題行動及び現在の状態、病名・入院歴等及び備考について

通報受理日時、被通報者中の職業、保護した日時、保護した場所、保護した原因、問題行動及び現在の状態、病名・入院歴等及び備考には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

上記情報は、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

カ 事前調査書について

(ア) 通報日及び施行日について

通報日及び施行日は、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 警察署名

警察署名は、前記イ（イ）と同様、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 氏名、生年月日、現住所及び続柄について

氏名、生年月日、現住所及び続柄は、前記オ（エ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 現在地、職業、本籍、調査に当たった面接の有無及び調査年月日について

現在地、職業、本籍及び調査に当たった面接の有無及び調査年月日は、前記ア（イ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 調査時の状況等について

a 家庭の状況、家族構成、生活歴等について

家庭の状況、家族構成、生活歴等には被通報者本人の生い立ち、学歴、通院歴及び居住する市町村名等の極めて詳細な情報が記載されており、上記情報は、前記イ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 申請・通報等された原因、問題行動、現在の状況及び現在までの主な治療歴について

申請・通報等された原因、問題行動、現在の状況等及び現在までの主な治療歴には、被通報者が通報された日時、通報に至るまでの被通報者の行動、面接時の状態、被通報者に関する既往歴、診療内容及び受診病院名等の情報が記載されており、上記情報は、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 事前調査にあたっての陳述者について

事前調査にあたっての陳述者には、事前調査において陳述した被通報者、公務員及びその他の関係者に関する情報が記載されており、以下陳述者ごとに検討する。

(a) 被通報者について

被通報者に係る当該箇所の記載のみでは、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(b) 公務員の職及び氏名について

公務員の職及び氏名は、陳述者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、陳述者は公務員であるため、当該情報は、法に基づく調査という、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

ただし、上記情報の中の警察官の職氏名は、同警察官が警部補以下の警察官であることから、前記オ（ウ）と同様の情報と認められ、同号ただし書ハ及び

規則第1号により不開示とすることが妥当である。

したがって、上記情報は、警察官の氏名を除き、開示すべきである。

(c) その他の関係者に関する記載について

その他の関係者に関する記載のうち氏名は、関係者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

それ以外のその他の関係者に関する記載は、特定の個人を識別はできないものの、措置診察の前提となる事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、被通報者等にとって通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であり、同情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 主治医との連絡について

事前調査書の、調査時の状況欄中の主治医との連絡には、主治医に関する情報が記載されている。

上記情報は、被通報者の診療状況を示すものであり、通常他人に知られたくない個人の身体、健康に関する極めて機微な情報であって、同情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

キ 送付書について

(ア) 文書記号番号及び日付（施行日及び收受日）について

文書記号番号及び日付は、事前調査書に記載された、被通報者の氏名と一体として被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、送付書に記載されている施行日及び收受日は、被通報者が通報された時期を示すものと認められる。

また、送付書に記載されている文書番号からは、文書目録検索システムを利用

することにより、送付書に係る起案書の完結日を知ることができるため、上記情報と同様に通報された時期が判明するものと認められる。

したがって、上記情報は、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）発信者名について

発信者名は、事前調査書に記載された氏名と一体として被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報からは、過去の事前調査時点において、当該保健所の管轄地域内に被通報者が存在していたことが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

ク 事前調査書（情報提供分）について

（ア）報告日及び通報日について

報告日及び通報日は、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）所属保健所名について

保健所名は、前記キ（イ）と同様、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

（ウ）事前調査者名、通報者の所属、職氏名及び条文について

事前調査者名、通報を行った職員の所属、職氏名及び当該職員の職業が明らかとなる法の条文は、一体として上記調査者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、上記調査者及び通報者は公務員であり、当該情報は、法に基づく調査及び通報という、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

したがって、上記情報は、開示すべきである。

（エ）氏名、生年月日、現住所及び続柄について

氏名、生年月日、現住所及び続柄は、前記オ（エ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（オ）現在地、職業、本籍、調査に当たっての面接の有無及び調査年月日について

現在地、職業、本籍、調査に当たっての面接の有無及び調査年月日は、前記ア（イ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（カ）調査時の状況について

a 家庭の状況、家族構成、生活歴について

家庭の状況、家族構成、生活歴には、被通報者本人の生い立ち、学歴、家族構成、職歴及び前歴等の極めて詳細な情報が記載されている。

上記情報は、前記イ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 申請・通報等された原因、問題行動及び現在の状況等並びに現在までの主な治療歴について

申請・通報等された原因、問題行動及び現在の状況等並びに現在までの主な治療歴には、被通報者の私生活の状況、被通報者の行動、前歴、被通報者に関する既往歴、診療内容及び受診病院名等の情報が記載されている。

上記情報は、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 事前調査にあたっての陳述者について

事前調査にあたっての陳述者には、事前調査において陳述した、警察官の職氏名及びその他の関係者に関する情報が記載されており、以下陳述者ごとに検討する。

（a）警察官の職氏名について

警察官の職氏名は、前記オ（ウ）と同様の情報と認められ、同号ただし書ハ及び規則第1号により不開示とすることが妥当である。

（b）その他の関係者に関する記載について

その他の関係者に関する記載については、特定の個人を識別することができ

るものとは認められない。しかし、措置診察の前提となる事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、被通報者及び被通報者の関係者にとって通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であって、同情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 主治医との連絡について

主治医との連絡は、前記カ（オ）dと同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

e 事前調査の総合判定について

事前調査の総合判定には、措置入院に関する診察の要否に関する記載及び被通報者に関する情報が記載されており、上記情報は、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（キ）事前調査書（情報提供分）のその他の部分について

事前調査書（情報提供分）のその他の部分には、被通報者の病状や診療内容等の情報が記載されており、上記情報は、前記イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（2）本件対象文書2について

ア 起案用紙（その一）について

（ア）日付（収受日、起案日、決裁日及び施行日）について

収受日、起案日、決裁日及び施行日は被診察者が措置入院の決定を受けた時期に近接した日付であることから、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、起案用紙ごとに一体として被診察者の個人に関する情報といえる。

したがって、前記（1）ア（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 施行先について

施行先は、前記（１）ア（イ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 起案用紙（その二）について

(ア) 氏名、生年月日及び住所について

氏名、生年月日及び住所は、前記（１）イ（ウ）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 診断名、入院年月日及び入院病院について

診断名、入院年月日及び入院病院に記載の情報は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 診断書について

(ア) 氏名、生年月日及び住所について

診断書の、被診察者欄の氏名、生年月日及び住所には、いずれも被通報者の情報が記載されており、上記情報は、前記（１）イ（ウ）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 指定医署名について

診断書の、精神保健指定医欄には、診察を行った指定医の署名が記載されている。
実施機関は、上記情報が条例第８条第２号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、前記（１）イ（エ）と同様、条例第８条第６号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 診察に立会った者の氏名及び続柄について

診断書の、診察に立会った者の氏名及び続柄には、診察に立会った者に関する情報が記載されている。

上記情報は、前記（１）カ（オ）ｃ（ｃ）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) その他の記載について

診断書には、上記のほか、職業、病名、生活歴及び現病歴、入院期間・回数、重大な問題行動及び診察時の状況等が記載されている。

上記情報は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 措置入院決定通知書について

(ア) 氏名、生年月日・年齢、住所及び公費負担医療の受給者番号について

氏名、生年月日・年齢、住所及び公費負担医療の受給者番号には、いずれも本人の情報が記載されている。

上記情報は、前記（１）イ（ウ）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 施行日、病院名、措置入院年月日及び定期病状報告提出時期（初回）について

施行日、病院名、措置入院年月日及び定期病状報告提出時期（初回）は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

オ 措置入院命令書について

(ア) 住所及び氏名について

住所及び氏名は、前記（１）イ（ウ）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 施行日、入院年月日、入院すべき病院（所在地及び名称）について

施行日、入院年月日、入院すべき病院（所在地及び名称）は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

カ 診察結果通知書について

(ア) 保健所名について

保健所名は、前記（１）キ（イ）と同様、条例第８条第２号本文には該当しないため、開示すべきである。

(イ) 氏名、性別、生年月日及び住所について

氏名、性別、生年月日及び住所は、前記（１）イ（ウ）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 施行日、入院病院名及び入院年月日について

施行日、入院病院名及び入院年月日は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(３) 本件対象文書３について

ア 起案用紙（その一）について

收受日、起案日、決裁日及び施行日は、措置入院者の措置入院に伴う、措置移送の時期に近接した日付であることから、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、起案用紙ごとに一体として措置入院者の個人に関する情報であるといえる。

したがって、前記（１）ア（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 起案用紙（その二）について

(ア) 氏名、生年月日及び住所について

氏名、生年月日及び住所は、前記（１）イ（ウ）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 診断名、入院年月日及び入院病院名について

診断名、入院年月日及び入院病院名の情報は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 診察記録票について

(ア) 氏名及び生年月日について

氏名及び生年月日は、前記（１）イ（ウ）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とす

ることが妥当である。

(イ) 行動制限の有無、症状、開始日時及びその他の特記事項について

行動制限の有無、症状、開始日時及びその他の特記事項は、前記(1)イ(ア)と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 指定医氏名及び署名について

指定医の氏名及び署名について、実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、前記(1)イ(エ)と同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 移送記録票について

(ア) 氏名及び生年月日について

氏名及び生年月日は、前記(1)イ(ウ)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 移送開始及び終了、搬送の概要、搬送先の指定病院等、補助者、行動制限の有無及びその他の特記事項について

移送開始及び終了、搬送の概要、搬送先の指定病院等欄中の名称及び所在地、補助者欄中の氏名、職種、所属、行動制限の有無及びその他の特記事項は、前記(1)イ(ア)と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 保護者について

保護者欄中の氏名続柄、生年月日、住所及び選任は、前記(1)カ(オ) c (c)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

オ 移送に際してのお知らせについて

(ア) 氏名について

氏名は、前記(1)イ(ウ)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 日付(施行日)及び移送先について

日付及び移送先は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（４）本件対象文書４について

ア 申請・通報・届出者について

申請・通報・届出者は、前記（１）イ（イ）と同様、条例第８条第２号本文には該当しないため、開示すべきである。

イ 氏名・性別、生年月日・年齢及び住所（国籍）について

氏名・性別、生年月日・年齢及び住所（国籍）は、前記（１）イ（ウ）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 指定医氏名及び所属について

指定医の氏名及び所属について、実施機関は、上記情報が条例第８条第２号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、前記（１）イ（エ）と同様、条例第８条第６号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ その他の記載について

施行日、通報受理日時、診察日時や場所、診断結果等及び移送時の本人の状況等は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（５）本件対象文書５について

ア 支出負担行為支出伝票について

（ア）診察実施月について

診察が行われた月は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）相手方氏名について

相手方氏名は、前記（１）イ（エ）と同様、条例第８条第６号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

（ウ）金額、支出命令額、現金支給額及び所得税控除額について

金額、支出命令額、現金支給額及び所得税控除額は、当該文書に記載された指定

医の氏名等と一体をなす情報であり、指定医の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められず、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

また、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文及び第6号に該当しないため開示すべきである。

(エ) 相手方コード及び枝番について

相手方コード及び枝番は、指定医の氏名と共に指定医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 集合内訳票について

(ア) 相手方コード・枝番、相手方住所、銀行名・預金種目及び店舗名・口座番号について

相手方コード・枝番、相手方住所、銀行名・預金種目及び店舗名・口座番号は、前記ア（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 支出負担行為額、支出命令額及び控除について

支出負担行為額、支出命令額及び控除は、前記ア（エ）と同様、条例第8条第2号本文及び第6号に該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 氏名及び口座名義人について

氏名及び口座名義人は、前記（1）イ（エ）と同様、条例第8条第6号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 報償費仕訳書について

(ア) 診察実施月日について

診察が行われた月は、前記（1）イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 相手方コードについて

相手方コードは、前記ア（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 職名について

職名は、前記ア（エ）と同様、条例第8条第2号本文及び第6号に該当しないため、開示すべきである。

(エ) 氏名について

氏名は、前記（1）イ（エ）と同様、条例第8条第6号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 支給額（単価、回数、計）、所得税額、現金支給額、別途旅費について

上記情報は、前記ア（エ）と同様、条例第8条第2号本文及び第6号に該当しないため、開示すべきである。

エ 起案用紙（その一）について

起案文書（その一）は、前記（1）アの文書と同一の内容となっている。

したがって、上記文書中の不開示部分については、前記（1）アと同様の理由から不開示とすることが妥当である。

オ 起案用紙（その二）について

起案用紙（その二）は、一部を除き、前記（1）イの文書と同一の内容となっており、前記（1）イ（ア）から（オ）までで示した当該文書の各項目と同様の理由から、警察署名及び「4 支出経費」欄中の報償費の金額及び内訳については開示すべきであり、「1 住所」、「2 氏名」、「3 生年月日」、「5 診察場所」の欄に記載されている情報及び「4 支出経費」欄中の氏名及び所属は不開示が妥当である。

その他の不開示部分のうち、氏名及び所属は、前記（1）イ（エ）と同様、条例第8条第6号柱書に該当するため、場所は、前記（1）イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

その他の不開示部分のうち、交通経路及び交通手段は、開示されることにより個人が利用する駅等や所属及びその推測に繋がる情報が明らかになるため、個人に關す

る情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は8条2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

カ 診察命令書について

上記文書は、前記（1）ウの文書と同一の内容となっている。

したがって、上記文書中の不開示部分については、前記（1）ウと同様の理由から不開示とすることが妥当である。

（6）本件対象文書6について

ア 支出負担行為支出伝票について

（ア）実施月について

旅行した月は、前記（1）イ（ア）と同様、条例8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）相手方氏名について

相手方氏名は、前記（1）イ（エ）と同様、条例第8条第6号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

（ウ）金額及び支出命令額について

金額及び支出命令額は、前記（5）ア（エ）と同様、条例第8条第2号本文及び第6号に該当しないため、開示すべきである。

（エ）相手方コード及び枝番について

相手方コード及び枝番は、前記（5）ア（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 集合内訳票について

（ア）相手方コード・枝番、相手方住所、銀行名・預金種目及び店舗名・口座番号について

相手方コード・枝番、相手方住所、銀行名・預金種目及び店舗名・口座番号は、前記（5）ア（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）支出負担行為額及び支出命令額について

支出負担行為額及び支出命令額は、前記（５）ア（エ）と同様、条例第８条第２号本文及び第６号に該当しないため、開示すべきである。

（ウ）氏名及び口座名義人について

上記情報は、前記（１）イ（エ）と同様、条例第８条第６号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 旅費仕訳書について

（ア）旅行月日及び旅行先について

旅行月日及び旅行先は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）相手方コードについて

相手方コードは、前記（５）ア（ウ）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（ウ）氏名、勤務先及び住所地について

氏名、勤務先及び住所地は、前記（１）イ（エ）と同様、条例第８条第６号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

（エ）旅費額及び雑費について

旅費額及び雑費は、前記（５）ア（エ）と同様、条例第８条第２号本文に該当しないため開示すべきである。

エ 旅行依頼簿兼旅費請求書について

（ア）旅行依頼年月日、旅行年月日、用務先及び用務先所在地について

旅行依頼年月日、旅行年月日、用務先及び用務先所在地は、前記（１）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）請求内容及び説明について

請求内容及び説明は、開示されることにより個人が利用する駅等及びその推測に繋がる情報が明らかになるため、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、８条２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれに

も該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ただし、説明が空欄である場合には、不開示情報に該当しないため開示すべきである。

なお、請求内容の一部には指定医の勤務先に関する情報が記載されているが、当該情報は、前記（１）イ（エ）と同様、条例第８条第６号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

（ウ）請求者氏名及び印影について

請求者氏名及び印影は、前記（１）イ（エ）と同様、条例第８条第６号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

（エ）精算額、請求額及び合計額について

精算額、請求額及び合計額は、前記（５）ア（エ）と同様、条例第８条第２号本文及び第６号に該当しないため、開示すべきである。

３ 本件対象文書の特定について

本件請求内容は、前記第２ ２のとおりであり、審査請求書においては、実施機関の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である等の旨主張している。

この点、実施機関は、本件対象文書以外には本件請求の対象となる文書は不存在である旨説明するところ、当審査会が、実施機関に対し文書を再度探索するよう求めたが、発見できなかったとのことであった。

また、本件審査において他に本件対象文書以外に本件請求の対象となる文書が存在することをうかがわせるような事情も認められなかった。したがって、実施機関の対象文書の特定に関する決定は、妥当である。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

５ 結論

よって、実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に掲げる情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成30年 1月18日	諮問書の受付
令和 6年 5月29日	審議
令和 6年 6月21日	審議
令和 6年 7月31日	審議
令和 6年 9月30日	審議
令和 6年10月25日	審議

別表

対象文書名	不開示とした部分	開示すべき部分
1 1 起案用紙 (その一)	・日付(收受日、起案日、決裁日、施行日) ・施行先	
2 起案用紙 (その二)	・日付(通報日) ・警察署名 ・住所、氏名、生年月日 ・指定医氏名、所属 ・診察場所 ・支出経費、内訳	・警察署名 ・支出経費、内訳
3 指定医による 診察命令書	・指定医氏名 ・日付(施行日) ・被診察者の居住地、現在場所、性別、氏名、生年月日 ・診察の日時、場所	
4 保護通知書	・日付(施行日、收受日) ・警察署名 ・被保護者 ・保護の事由 ・発見の場所 ・保護の日時 ・引渡の日時 ＜引渡先＞ ・職業氏名欄 ・住所欄 ＜欄外＞	・警察署名 ＜引渡先＞ ・職業氏名欄(通報警察署からの一時引渡先、被通報者に対して取られた措置の記載) ＜欄外＞ ・被通報者に対して取られた措置の記載

対象文書名	不開示とした部分	開示すべき部分
5 通報受書	・ 通報区分 ・ 通報受理日時 ・ 警察署名 ・ 通報者氏名 ・ 被通報者・保護者欄（氏名、住所、職業、電話番号、続柄） ・ 保護した日時 ・ 保護した場所 ・ 保護した原因 ・ 問題行動及び現在の状態 ・ 病名・入院歴等 ・ 備考	・ 通報区分 ・ 警察署名
6 事前調査書	・ 通報日、施行日 ・ 警察署名 ・ 本人氏名等（氏名、生年月日、現在地、職業、本籍、現住所、調査に当たっての面接の有無） ・ 現に本人の保護の任に当たっている者（氏名、生年月日、続柄、職業、本籍、現住所、調査に当たっての面接の有無） ・ 調査年月日 ＜調査時の状況等＞ ・ 家庭の状況、家族構成、生活歴等 ・ 申請・通報等された原因、問題行動、現在の状況 ・ 現在までの主な治療歴 ・ 事前調査にあたっての陳述者 ・ 主治医との連絡	・ 警察署名 ・ 事前調査にあたっての陳述者（被通報者、警察官を除く公務員）
7 送付書	・ 文書番号、日付（施行日、收受日） ・ 発信者名	・ 発信者名
8 事前調査書（情報提供分）	・ 報告日、通報日 ・ 所属保健所名 ・ 事前調査者名 ・ 通報者の所属、職氏名 ・ 条文 ・ 本人氏名等・現に保護の任に当たっている者（氏名、生年月日、現在地、職業、本籍、現住	・ 所属保健所名 ・ 事前調査者名 ・ 通報者の所属、職氏名 ・ 条文

対象文書名		不開示とした部分	開示すべき部分
		所、調査に当たっての面接の有無、続柄 ・調査年月日 <調査時の状況> ・家庭の状況、家族構成、生活歴 ・申請・通報等された原因、問題行動、現在の状況等 ・現在までの主な治療歴 ・事前調査にあたっての陳述者 ・主治医との連絡 ・事前調査の総合判定 ・事前調査書（情報提供分）のその他の部分	
2	1 起案用紙（その一）	・日付（収受日、起案日、決裁日、施行日） ・施行先	
	2 起案用紙（その二）	・氏名、生年月日、住所 ・診断名、入院年月日、入院病院	
	3 診断書	・添付資料 ・氏名、生年月日、住所、職業 ・病名、生活歴及び現病歴 ・入院期間・回数 ・重大な問題行動 ・現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 ・診察時の特記事項 ・指定医署名 ・行政庁における記載欄 ・収受日 ・行政庁の措置・メモ	
	4 措置入院決定通知書	・施行日 ・病院名 ・氏名、生年月日・年齢、住所 ・措置入院年月日 ・公費負担医療の受給者番号 ・定期病状報告提出時期（初回）	
	5 措置入院命令書	・住所、氏名 ・施行日、入院年月日 ・入院すべき病院（所在地、名称）	

対象文書名		不開示とした部分	開示すべき部分
	6 診察結果通知書	・ 施行日 ・ 保健所名 ・ 措置入院者（氏名、性別、生年月日、住所） ・ 入院病院名 ・ 入院年月日	・ 保健所名
3	1 起案用紙（その一）	・ 日付（収受日、起案日、決裁日、施行日）	
	2 起案用紙（その二）	・ 氏名、生年月日、住所 ・ 診断名 ・ 入院年月日 ・ 入院病院名	
	3 診察記録票	・ 氏名、生年月日 ・ 移送の手續きにおける行動制限欄（行動制限の有無、症状、開始日時） ・ 指定医氏名、署名 ・ その他特記事項欄	
	4 移送記録票	・ 氏名、生年月日 ・ 移送開始及び終了 ・ 搬送の概要 ・ 搬送先の指定病院等 ・ 補助者 ・ 行動制限の有無 ・ その他の特記事項 ・ 保護者	
	5 移送に際してのお知らせ	・ 日付（施行日） ・ 氏名 ・ 移送先	
4	報告書	・ 施行日 ・ 申請・通報・届出者 ・ 受理年月日 ・ 氏名・性別 ・ 生年月日・年齢、住所（国籍） ・ 指定医の診察実施（日時、診察場所、指定医氏名（所属）、診断名、診察結果） ・ 行動制限の有無 ・ その他	・ 申請・通報・届出者
5	1 支出負担行為支出伝票	・ 診断実施月 ・ 相手方氏名 ・ 金額、支出命令額、現金支給	・ 金額、支出命令額、現金支給額、所得税控除額

対象文書名		不開示とした部分	開示すべき部分
		額、所得税控除額 ・相手方コード、枝番	
	2 集合内訳票	・支出負担行為額、支出命令額、 控除額 ・相手方コード・枝番 ・相手方住所、銀行名・預金種 目、店舗名・口座番号 ・氏名、口座名義人	・支出負担行為額、支出命令額、 控除額
	3 報償費仕訳書	・診察実施月日 ・相手方コード ・職名 ・氏名 ・支給額欄（単価、回数、計）、 所得税額、現金支給額、別途旅 費	・職名 ・支給額欄（単価、回数、計）、 所得税額、現金支給額、別途旅 費
	4 起案用紙（そ の一）	・日付（収受日、起案日、決裁日、 施行日） ・施行先	
	5 起案用紙（そ の二）	・日付 ・警察署名 ・住所、氏名、生年月日 ・診察場所 ・支出経費、内訳 ・その他の不開示部分	・警察署名 ・支出経費、内訳
	6 指定医によ る診察命令 書	・指定医氏名 ・日付 ・被診察者（居住地、現在場所、 性別、氏名、生年月日） ・診察の日時 ・診察の場所	
6	1 支出負担行 為支出伝票	・実施月 ・相手方氏名 ・金額、支出命令額 ・相手方コード、枝番	・金額、支出命令額
	2 集合内訳票	・相手方コード・枝番 ・支出負担行為額、支出命令額、 相手方住所、銀行名・預金種 目、店舗名・口座番号 ・氏名、口座名義人	・支出負担行為額、支出命令額
	3 旅費仕訳書	・相手方コード ・氏名 ・旅行月日	・旅費額、雑費

対象文書名		不開示とした部分	開示すべき部分
		・勤務地・住所地 ・旅行先 ・旅費額、雑費	
	4 旅行依頼簿 兼旅費請求書	・旅行依頼年月日、旅行年月日 ・用務先名及び用務先所在地 ・請求内容 ・説明 ・請求者氏名、印影、勤務先に関する情報 ・精算額、請求額、合計額	・精算額、請求額、合計額 ・説明（空欄）

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)